

N 協 第 3007 号  
令和 5 年 12 月 26 日

特定非営利活動法人  
WE21ジャパンこうほく 御中

神奈川県知事



神奈川県指定特定非営利活動法人として指定された旨の通知書

貴法人については、令和 6 年 1 月 1 日付けで地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例が施行され、神奈川県指定特定非営利活動法人として指定の有効期間が更新されますので通知します。

なお、条例改正後においても更新前に指定を受けた期間は有効となります。

記

更新後の 指定の効力を生じた日	令和 6 年 1 月 1 日
更新後の 指定の有効期間	令和 6 年 1 月 1 日 から 令和 10 年 12 月 31 日まで (2024 年 1 月 1 日 から 2028 年 12 月 31 日まで)
更新後の 寄附金の控除対象期間	令和 6 年 1 月 1 日 から 令和 10 年 12 月 31 日まで (2024 年 1 月 1 日 から 2028 年 12 月 31 日まで)

※更新前の指定の有効期間：平成 31 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日

※更新前の寄附金控除対象期間：平成 31 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日

問合せ先

政策局政策部 NPO 協働推進課

横浜駐在事務所 杉山、出口、坂本

電話：(045) 312-1121 内線 2866

電子メール：kyodo0223@pref.kanagawa.lg.jp